



野田 忠 幸
(21世紀の会)

野田議員の動画はこちら



質問項目

- ・相続登記の義務化について
- ・空き家問題について
- ・学校図書館の整備

相続登記の義務化で窓口の対応は

制度の基本的な案内ができる体制を

議員 令和6年4月1日

より相続登記が義務化となるが、市の窓口業務に変化はあるのか。また、初めて導入される制度なので市民から問い合わせや相談が寄せられることが予想されるが、どのように対応していくのか。

税務課長 市では、固定資産の所有者が死亡した場合には「相続人代表者指定届」又は「固定資産現所有者申告書」を提出いただいた上で、その代表者に通知・課税している。相続登記義務化の導入後も、同様に申告書の提出時に相続の手続き

が必要である旨を案内するので、窓口業務において変化はない。市民からの問い合わせや相談が寄せられた場合の対応については、基本的な制度案内を行えるように職員の能力アップを図りたい。

議員 土地建物の所有者

が亡くなったときに「相続人代表者指定届出書」を提出するが、この届出で相続手続きが終わったと勘違いする市民が多いようだ。現在、固定資産税納税通知書のうち約2千件が相続人代表者宛てに発送されているが、この関係者らも相続登

記が終わったと勘違いしている可能性があるが対応は。

税務課長 確かに税務課の窓口での「相続人代表者指定届出」の提出をもって法務局への登記が終了したと勘違いしている人が少なからずいると感じている。これまで窓口や電話で法務局での登記が必要である旨を伝えてきており、また、「令和6年からは相続登記は義務化だ」と説明している。

私有財産の寄贈

議員 相続した土地を国庫に帰属させることが出来

相続人代表者指定届出書：納税者に相続が発生し、相続人が複数の場合は、相続人が決まるまでの間、相続人において、被相続人の市税に関する賦課徴収等の書類を受領する代表者を指定することができ、これを市に届け出ることとなっている。

る「相続土地国庫帰属制度」が開始されているが、市が土地を引き受けてくれるなら市が自由に差配できる財産となる。市が市民から財産の寄贈を受ける場合の基準等は。

税務課長 「釜石市公有財産管理規則」に則り、私有

財産の寄付の申し出があった場合には、土地の所在や面積等を庁内に照会し、情報を共有した上で、公共施設や道路等として行政目的があり利用可能な場合に限り寄付を受付けることとしている。



「法務局から相続登記義務化のお知らせ」